

文教厚生委員会 会議録

=====
日 時 平成30年6月14日（木曜日）
午前10時開会，午前10時55分閉会
場 所 第2委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ①議案第52号 土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正について
- ②議案第53号 土浦市つくしの家条例の一部改正について
- ③議案第54号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- ④議案第56号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤議案第57号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第1回）～第1表歳出中第3款(民生費)，第9款(教育費)，第10款(公債費)

4 その他

(1) 各課からの報告

- ①土浦市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計について

(2) 各種委員会等委員の選出について

- ①土浦市都市計画審議会委員【選出すべき人数 1名】
- ②福祉の店運営委員会委員【選出すべき人数 1名】

(3) その他

- ①議会報告会で未回答だった意見（提言）の回答について
- ②路上(屋外)における喫煙による迷惑防止のための分煙化条例（案）について

5 閉 会

出席委員（9名）

委員長	柳澤	明
副委員長	下村	壽郎
委員	松本	茂男
委員	折本	明
委員	福田	一夫
委員	荒井	武
委員	鈴木	一彦

委員 塚原 圭二
委員 井上 圭一

欠席委員 (なし)

説明のため出席した者 (23名)

教育長	井坂 隆
教育部長	服部 正彦
教育委員会参事	菊地 正和
教育総務課長	平井 康裕
学務課長	元川 宏
文化生涯学習課長	佐賀 憲一
スポーツ振興課	根本 卓也
国体推進課長	北島 康雄
指導課長	鶴田 由紀子
第一学校給食センター	日下部 悦子
第二学校給食センター	多田 宏
図書館長	入沢 弘子
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	佐野 善則
国保年金課長	羽生 元幸
健康増進課長	塚本 浩幸
療育支援センター所長	直井 洋明
つくしの家所長	中村 孝一

事務局職員出席者

係長 宮崎 清司

傍聴者 (なし)

○柳澤委員長 おはようございます。只今から文教厚生委員会を開催いたします。先立ちまして、副委員長が交代ということで、井上議員から下村議員に交代いたしました1年間よろしくお願ひしたいと思ひます。一言。

○下村副委員長 おはようございます。来年3月までよろしくお願ひします。以上です。

○柳澤委員長 それでは、早速、付託された議案の審査に入ります。まず、議案第52号土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正について、を議題といたします。執行部から説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課でございます。議案書15ページをお願いいたします。委員会資料では1ページをお願いいたします。説明は委員会資料でご説明させていただきます。議案第52号土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正についてご説明いたします。改正の理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成17年に施行され、障害者のニーズに応じたサービスの選択が可能となったことにより、通所する利用者数の増減に対応して、サービス提供体制を迅速に整備するために、条例の一部改正をするものでございます。改正内容といたしましては、現在、土浦市障害者自立支援センターでは2つの障害福祉サービス、自立訓練・機能訓練と生活介護を提供しておりますが、そのうち、1つのサービス、自立訓練・機能訓練につきましては、障害者の重度化などにより、今後、利用者が見込めないことから「利用しようとする者がいないと市長が認めた障害福祉サービスについては、当概事業を休止することができる」という文言を加える改正をするものでございます。また、省令の改正に合わせ、条項のずれや文言の整理を行うものでございます。

施行日は、公布の日から施行するものでございます。説明は以上となります。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第52号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の発言あり)

○柳澤委員長 それでは、ご異議なしと認めます。よって、議案第52号土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第53号土浦市つくしの家条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願ひます。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課でございます。議案書17ページ、委員会資料の4ページをお願いします。説明につきましては委員会資料で説明させていただきます。議案第53号土浦市つくしの家条例の一部改正についてご説明いたします。

改正の理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成17年に施行され、障害者のニーズに応じたサービスの選択が可能となったことにより、通所する利用者数の増減に対応して、サービス提供体制を迅速に整備するために、条例の一部改正をするものです。改正内容といたしましては、現在、土浦市つくしの家では4つの障害福祉サービス、生活介護、就労継続支援、自立訓練、就労移行

支援を提供しておりますが、そのうち、2つのサービス、自立訓練・生活訓練と就労移行支援については、サービス事業所が増えた影響などにより、今後、利用者が見込めないことから、「利用しようとする者がいないと市長が認めた障害福祉サービスについては、当概事業を休止することができる」という文言を加えること。また、これに併せて、各障害福祉サービスの利用定員については、条例とは別に運営規定に定めることとし、利用実態に応じたサービス提供体制が行えるようにするものでございます。さらに、その他、条例改正に伴い文言の整理を行うものです。施行日は、公布の日から施行するものでございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

○鈴木委員 先ほどの条例と今回の条例と同じような趣旨の改正と思うんですが、条例改正は賛成なんですが、このような改正をしなければならなくなったのは、障害者の方たちが、民間を利用することが多くなってきたという解釈でよろしいですか。

○加藤障害福祉課長 おっしゃる通りでございます。それと、17年前の当時は、施設の規模に応じまして職員の体制を整えるとなっていたんですが、17年以降は、利用実態に応じて職員の配置ができるようになって単価も変るということもありましたので、条例改正するものでございます。

○鈴木委員 この条例改正によって障害者が困ることはないんですよね。

○加藤障害福祉課長 特にありません。

○下村副委員長 今まで実態に合わせてやってきたんでしょうけど、利用者が減ってきているということですか。

○加藤障害福祉課長 休止しようとしているサービスにつきましては、他の事業所に移行する希望者の方が多く、減ってきています。

○下村副委員長 人件費は下がってきているということでもよろしいですか。

○加藤障害福祉課長 開設するために人を張り付けて置かなければならないということになりまして、今、福祉の職員というのが実務経験とか資格を取らないと単価が高くない仕組みになってきておりまして、より生産性を高めるのには集約したほうが良い単価が給付できるという体制に変ってきている現状でございます。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第53号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○柳澤委員長 それでは、議案第53号土浦市つくしの家条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第54号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 国保年金課でございます。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。議案書は21ページ、保健福祉部委員会資料は7ページとなっております。今回の改正は、県の医療福祉対策要綱の改正に伴

い条例の一部改正を行うものです。

通称「マル福制度」のうち、県制度の「小児」につきまして、従来、外来が小学校6年生まで、入院が中学校3年生までを助成対象としておりましたが、平成30年10月から入院のみ高校3年生まで助成対象年齢を拡大することとなったことから、小児の規定及び給付の対象を中学校3年生「15歳」を高校3年生相当「18歳」に改めるものです。また、法整備に伴い文言の整理を行うものです。施行日は、平成30年10月1日でございます。以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問はありますか。

○鈴木委員 この18歳高校3年生相当について質問なんですが、18歳が優先されるわけですね、たまに18歳の高校2年生がいたり、19歳の高校3年生がいたりすると思うんですが、その方は対象にならないんですか。

○羽生国保年金課長 18歳に達する年度末までとなっておりますので、高校に行っていない方も対象となりますけれども、遅れてしまった方は対象とならない部分もあります。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第54号について、賛成の方の挙手をお願いします

(全員挙手)

○柳澤委員長 よって、議案第54号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第56号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○佐賀文化生涯学習課長 議案第56号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを説明させていただきます。議案書33ページでございます。改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、放課後児童クラブで従事する支援員の資格の明確化と、資格要件の拡大を行うものでございます。これに伴い、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条第3項第4号に規定されている資格要件の「教諭となる資格を有する者」から「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものです。また、同10条第3項第10号に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めた者」を追加いたしまして所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしく願います。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第56号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の発言あり)

○**柳澤委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第56号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第57号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)～第1表 歳出中 第3款(民生費)、第9款(教育費)、第10款(公債費)を議題といたします。執行部より順次説明をお願いします。

○**羽生国保年金課長** 国保年金課でございます。議案書44ページをお願いいたします。第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目医療福祉費でございます。先ほど「土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」でもご説明させていただきましたが、10月から小児マル福のうち入院のみ高校3年生相当まで助成対象年齢を拡大することに伴い、助成に係る費用について増額補正をお願いするものでございます。12節役務費は、拡大対象者3,400人分の勸奨通知書の郵送料、13節委託料は、通知書作成の電算委託料、20節扶助費は小児医療扶助費の10月からの計上でございます。以上でございます。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課です。議案書の44ページ、真ん中の表になります。同じく民生費、3項「生活保護費」、1目「生活保護総務費」、13節「委託料」電算委託料につきましては、生活保護費基準の見直しに伴うパソコンシステム改修のための経費の計上です。文教厚生委員会資料は19ページをご覧ください。補正の理由につきましては、今国会で成立しました生活保護法の改正により、平成30年10月から生活保護基準額が見直しされることから、見直し後の生活保護費の算定に対応するために、現在使用しております、生活保護の電算システムの一部を改修するための経費について、増額補正をお願いするものです。生活保護基準額につきましては、まだ国から市に対して案を示されている段階で、通知等はありませんが、システム改修のプログラム開発に時間を要するため、今議会で補正をお願いするものです。この改修経費162万円につきましては、国庫補助金の「生活保護適正化等事業費補助金」によりまして、2分の1の81万円を国から補助されるものです。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○**元川学務課長** 学務課でございます。議案書46ページをお願いいたします。第9款教育費、第6項保健体育費、第6目学校給食費でございますが、学校給食センター再整備事業の国庫交付金が不採択となったことに伴いまして、今年度に歳入として見込んでおりました国庫支出金1,602万4,000円を全額減額し、地方債を730万円、一般財源を872万4,000円増額する内容で財源を更正するものでございます。説明は、以上です。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課です。議案書の46ページ下の表になります。10款公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましては、災害援護資金貸付金の償還金になります。文教厚生委員会資料は20ページをご覧ください。この災害援護資金貸付金につきましては、東日本大震災により住居、家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金を「土浦市災害弔慰金の支給等に関する条

例」に基づき貸付しているものでございます。補正の理由につきましては、東日本大震災により住居の損害を受けました、災害援護資金会貸付金を借受した方のうち1名の方から、貸付金全額の170万円を早期に償還していただいたことから、その金額をそのまま県に償還するための計上でございます。補正の内容につきましては、償還金額は、ここに記載のとおり、170万円となります。内訳は、平成30年2月6日に償還いただいた170万円については30年度の上半期に、それぞれ茨城県の方に償還することになります。補正予算額につきましては、繰り返しになりますが、償還していただいた、災害援護資金貸付金元利収入を、そっくりそのまま償還金利子及び割引料として、県に償還する額の170万円となります。据置期間の償還だったために、利子はございません。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さまから質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第57号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の発言あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)～第1表 歳出中 第3款(民生費)、第9款(教育費)、第10款(公債費)は、原案どおり決しました。

それでは、その他に移ります。各課から報告をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課の佐賀です。土浦市市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計について説明をさせていただきます。文教厚生委員会資料1ページをお開き願います。市民会館の耐震改修につきまして、事前文教厚生委員会におきましてご質問のございました2点のうち、1点目「契約金額の変更」につきましては、6月5日に開催されました全員協議会におきまして、教育部長より説明をさせていただきましたとおりでございます。

2点目の「市民会館前の緑地帯を駐車場として整備してはどうか」につきまして説明させていただきます。公共施設の緑地につきましては、平成25年3月に策定いたしました「土浦市公共施設景観形成ガイドライン」におきまして、「緑被率を40パーセント以上となるよう努めること」と努力目標としております。市民会館は、敷地面積16,940㎡に対し緑地面積2,114㎡で緑被率12.5パーセントとなっており、目標とする緑被率の40パーセントに達していないことや、市民会館第1・第2駐車場が満車となることは年に数回ということ、混雑が予想される際には係員等が近隣の民間有料駐車場へ誘導することで対応しております。また、今回の工事が建物の耐震補強と改造工事までの予算ということでございまして、緑地につきましては今回は変更しないことをご理解いただきたいと存じます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○下村副委員長 今の説明の中で、景観形成ガイドラインの緑被率40パーセントについては、努力義務ということでよろしいのでしょうか。

○佐賀文化生涯学習課長 景観形成ガイドラインの緑被率40パーセントとかなり高く

なっておりますので、努力目標とさせていただきます。

○柳澤委員長 その他、質問ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 執行部からはその程度でよろしいですか。では、委員の皆さんから執行部に対して何かありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 では、私から教育長にお伺いしたいのですが、以前に虫歯予防の話をしたかと思うんですね。フッ化物洗口ということで幼稚園・保育所で週に5回、小学校から中学校卒業まで週1回、結果、ほとんど虫歯の発生が防げると土浦歯科医師会からの報告がございまして、現在、土浦市ではやってみようかとの考えは、特に教育委員会ではお持ちでしょうか。

○井坂教育長 結論から言うと、やろうという計画はございません。その根拠はいろいろありまして、担当の教諭から必要がないという意見と、後は、フッ化物イオンという危険な物質を全員に、医学的には証明されているのはありますけれども、危険物質であるので全員にやる必要はないのかなと、個人的にやってもらうのはいいのかなと、あと土浦歯科医師会の要望は現段階で我々の所へは届いていない。

○柳澤委員長 今は、委員会に対しての要望ですから。まだ教育委員会には正式に行っていないと思うんですね。今年初めて歯科医師会と勉強会をもちまして、その中のテーマがこの話だったんですね。教育長にもその資料は行っていると思うんですが。我々も素人なので、フッ化物の危険性を調べなさいと言われてもやりようがないわけであって、ただ現実として新潟県や佐賀県で二十数年やっている、その間に身体的な障害が出たという報告はないんですね。WHOの世界的なものにしても調査をし、まったく問題は無いんだとパンフレットには載っていたんですよ。その検証は我々には出来ないんで、果たしてそれが○なのか×なのか、しかし、一方で二十数年やっている自治体もあるわけで、障害が報告されていないということは、ほぼ無害だと信じていだろうと思うし、しかも今、虫歯の発生率が限りなくゼロに近い数字まで抑えられて、しかも生涯に渡って虫歯にかかり難い体質になるらしいので、しかも費用も極僅かな費用で、年間一人当たり数百円、時間にしても1分間。今現在、幼稚園を含めて学校で給食がありますよね、終わった後に歯磨きをしていますか全校で。そういう時間帯はありますか。

○鶴田指導課長 各学校では給食を食べた後、特に小学校が中心ですけども、歯磨きの習慣を見つけております。

○柳澤委員長 学校で全員が歯磨きをするスタイルですか。

○鶴田指導課長 はい。

○柳澤委員長 であればその歯磨きの後、1分間程度うがいをしてもらえれば、そんなに手間がかからないのでは。それを12年間続けることによって一生、虫歯の心配から解消される。しかも、今、子ども達の治療費が年間4～5千万円、これは歯科医師会からの報告なんですけど、それが限りなくゼロに近づいていけるんだろうと。しかも歯と言うのは健康の一步なんだろう。そういう方面からも土浦市として真剣に研究、検

討をしていくべきだろうなど、委員会の意見は統一されているんですが、その上で教育長どうですか。

○井坂教育長 先進的に20年以上やっている新潟県や九州の方でその県民の虫歯がないかというところがあるので。まあ、それはそれでいいんですけども、全国に47都道府県があって、そんなにいいものであれば、東京や大阪で一番最初に取り組んでもいいところが取り組んでいない現状で、2県とか3県の中で、特に本市が、歯磨きをやっているわけですから、歯磨き粉の中にもフッ化物が入っているわけですから、その上、それ以上洗浄するとなると、また、薬品の保管も誰がするのかとか、危険な物質の一種だと、恐らく科学物質の危険度が高い物質だと思うんで、その辺の維持管理も誰がやるのか、そして、養護教諭の方からやる必要がないと、現場担当の方からの報告を受けておりますので、やっぱり現場で実際に子ども達を扱っている専門の養護教諭が土浦はそのようにまとまっていますので、教育長としてはやる必要がないんじゃないかと現在考えております。

○柳澤委員長 教育委員会としての考え方として捉えていいのかもしれないけれど、それを基本にしてそれを文教厚生委員会としてもいろいろ研究していきたいと思います。現状、茨城県議会の中でも、フッ化物洗口について大分議論されているようです。いずれ茨城県としても採用する方向で、どのくらいの割合かわからないけど進んでいくのであろうと、ある県議会議員の話でありました。今日、明日という話でもないんですが、じっくりとこの件については、我々も、新潟とか佐賀とか実際にやっている地域に、できれば視察に行かしてもらって、話しをじっくりと聞いてこようと思っております。フッ化物の危険性についても、医師会からの情報も聞いてみようと思います。他にございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 では、退席していただくんですが、今日18時から懇親会がございます。ありがとうございました。

(執行部退席)

○柳澤委員長 それでは、各種委員会の委員が任期切れになりまして、2つあるんですが、まず、土浦市都市計画審議会委員の選出についてなんですが、今まで2名だったんですが次回から1名なんです。今現在は、下村委員と塚原委員だったんですが、その内一人の方に降りていただくことになるんですがどうしましょう。

○塚原委員 私が降りて福祉の方をやりますか。

○柳澤委員長 下村委員が継続ということでよろしいですか。

○下村副委員長 よろしく…。

○柳澤委員長 その他、やりたい人はおりませんか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 いないね。では、下村委員にお願いいたします。都市計画審議会委員は下村委員で決定ということでお願いします。次に、福祉の店運営委員会委員の選出についてお願いします。今現在は井上委員なんですが如何いたしましょう。福祉の店、やっ

てみたいという方。

(発言者なし)

○柳澤委員長 ということで、自動的に井上委員の継続ということでお願いします。

次に、六中地区公民館の議会報告会で未回答だった意見の回答について事務局でまとめてもらったので、事務局から朗読してください。

○宮崎議会事務局係長 それでは朗読させていただきます。12番, 受動喫煙について、喫煙, 受動喫煙による疾病医療費の視点を充分踏まえてほしい。回答案でございますが、国で受動喫煙防止について進めており、私たちは、路上(屋外)での喫煙による第三者への迷惑防止・危険防止について、調査・研究をしているところで、医療費の削減になることも期待しています。

13番, サッカー場について、サッカー場を芝生化し、きれいにしてほしい。雨の日でも試合をするので、シャワー室を設置してはどうか。回答案でございますが、きれいな芝生でサッカーができるのは理想的ですので、今後、管理費などについて調査してまいります。また、シャワー室につきましては、霞ヶ浦水郷体育館内、新治運動公園管理棟内に設置してございます。有料となる場合もございますので、ご利用の際にはご確認をお願いします。

14番, 小中一貫教育について、小中一貫教育の利点が確実に子どもの成長の糧になると期待している。回答案でございますが、新治学園義務教育学校が本市初の施設一体型の小中一貫校としてスタートいたしました。小中一貫教育の利点が、子ども達の成長の糧になるよう、さらなる研究をしてまいります。以上でございます。

○鈴木委員 サッカー場について、管理などの文言を違うふうに変えてはどうか。

○宮崎議会事務局係長 この質問では、どこのサッカー場についての質問なのかかわからなくてですね。霞ヶ浦水郷公園内、新治運動公園内に多目的広場というのがございまして、そこでサッカーのコートが作れるようなんですけれども、そこはもう芝生化はしているようでございました。

○柳澤委員長 このままの字句だと、専用のサッカー場があるようになってしまうんだよね。その辺どうでしょ、委員の皆さま、きれいな芝生でサッカーができるのは理想的です。ここまではいいと思うんですよね。管理などについて調査してまいります。このように入ってきてしまうと、サッカー場ってどこよってなってきたと思うんですが、委員の皆さんの意見をいただければ。

○下村副委員長 サッカー場、確かに南部地区も多目的広場でサッカーができるんですよ。そこにトイレはあるけれど他にはない。管理などについてっていうよりも、専用サッカー場はありません。と書くべきじゃないですかね。現在は。

○柳澤委員長 冒頭に、専用のサッカー場はありませんが、の1行を付け加えるとわかり易くなるかな。どうですかね。

○鈴木委員 サッカー専用のグラウンドがないから多目的広場をサッカー場として使っていると、現状を明確に書いてからがいいのかな。

○柳澤委員長 もしかしたら皆はあると思っているのかもしれないし、そのほうがいい

のかなという気もいたします。その下はいいですよ。頭にそれがあれば、管理云々もあるんだろうし。

○下村副委員長 有料，無料は確認している。

○宮崎議会事務局係長 霞ヶ浦総合体育館内にシャワー室があるんですけども、体育館を使用されている場合は無料で使えるそうです。外で野球やサッカーをされた場合は100円をいただいているようです。新治運動公園は無料ということでした。

○下村副委員長 室内利用者は無料で，屋外利用者は有料なんだ。

(「体育館は使用料を払っているから」の発言者あり)

○下村副委員長 屋外は無料なの？

○宮崎議会事務局係長 ちょっと調べてみます。

○柳澤委員長 結論としては，頭に1行を加えるということによろしいですか。

○井上委員 賛成。

○柳澤委員長 その他ありますか。

○下村副委員長 小中一貫校については，施設一体型と分離型があって，ここで新治義務教育学校だけを強調するのはいいのかどうなのかなんですが。

○柳澤委員長 問題は分離型なんだと思うんですよ。その部分を回答の中に加えてやって，新治義務教育学校はあくまでもサンプルで見ればいいのであって，問題は分離型がどのように機能するのか。そっちについて研究をしていこうということなんだろうと思っているんですけども。どうでしょう。

○鈴木委員 2つに分けて書くしかないでしょう。施設一体型，分離型のそれぞれの利点を生かして子どもたちのためになるように。

○柳澤委員長 事務局，そういうことで，分離型のほうを我々はもっと注目していく必要があるんだよということでこの下に続けてください。

○宮崎議会事務局係長 はい。委員長と相談させてください。

○柳澤委員長 意見をいくつかいただきました。修正し，文教厚生委員会の回答として，8月17日発行の議会だよりに掲載をいたします。後は，正副委員長と事務局にお任せいただけますか。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 次に，お手元に資料をお配りしたんですが，私の方でたたき台を作ってみましたので，目を通して，意見を考えておいてください。あくまでもたたき台なので，相当手抜きもあるし，個人的には表題が一番悩んでいるところで，受動喫煙防止条例とやってしまうと屋外でもそんなに健康被害が出るのかいという話しにもなってしまうかねない，そんなことを考えまして，未だにこの表題については悩んでいます。20日の勉強会で皆さまの貴重なご意見を頂戴したいと思います。以上で協議事項は終わりなんですが，事務局から連絡事項を。

○宮崎議会事務局係長 2点ほどございます。委員長からお話しがございましたが，本日，午後6時から懇親会が開催されますのでよろしくお願いいたします。また，会費8,000円につきましては，徴収させていただきたいと存じますのでよろしくお願いいた

します。次に、最終日の委員長報告の読み合せの時間でございますが、9時45分でいかがでしょうか。

○柳澤委員長 間に合うでしょ。

○下村副委員長 委員長1ついいですか。教育長がやりませんと言ったことなんですが、きちんと調査研究してから言ってくれて、委員会から言わないとダメなんじゃないんですか。

○柳澤委員長 その前に、我々は知識が無いから、印刷物を見てどうのこうのじゃなくて、実際に新潟や佐賀に行ってみて聞いてきましょう。視察の話ははどうする？

○宮崎議会事務局係長 では最終日の読み合せの時に。

○柳澤委員長 では、9時30分からにしますか。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 以上で委員会を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。